

# 記載例

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

補助申請者 〒番号 住所  
氏名又は名称  
職名・代表者名 印  
連絡先電話番号  
担当者名

平成31年度京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金交付申請書

京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画書（別紙1）

(2) 事業費所要額調（別紙2）

(3) 事業収支予算書（別紙3）

注 申請者が中小企業者の場合は、産地組合推薦書（別紙4）を添付してください。

## 事業実施計画書

生産設備又は 道具類の名称	
生産設備又は 道具類の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生産工程において、導入する設備が担う具体的な役割</li> <li>• 道具類の内容及び使用方法</li> </ul>
生産設備又は道具類の 整備をする理由	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 設備の老朽化</li> <li>• 新たな事業展開や新規雇用による設備の導入</li> <li>• 道具類製造事業所の減少、入手困難による確保 等</li> </ul>
生産設備又は 道具類の整備内容	<p>○生産設備の更新、改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 設備の更新、改修</li> <li>• 数量 台</li> </ul> <p>以下の工程に該当する場合は○で囲んでください。 (蒸水洗工程 ・ 織物精練工程 ・ 金銀糸製造工程)</p> <p>○生産設備の新設、増設 増設の場合、設備の設置済台数 台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 設備の新設、増設又は賃借</li> <li>• 数量 台</li> </ul>

	<p>○道具類の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 道具類の購入</li><li>• 数量 個</li></ul>
実施予定場所	<p>※住所をご記入ください。</p> <p>設置場所の住所を記載</p>
実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日

別紙2 (生産設備の更新、改修又は道具類の整備)

事業費所要額調

(補助率 1 / 3 以内)

生産設備又は道具類の名称	経費区分	補助事業に 要する経費	補助金所要額
	<p>補助対象経費 を記載</p> <p>例 機械装置購入 費</p> <p>設置費</p> <p>運搬費</p> <p>消耗品購入費 等</p>	<p>円</p> <p>消費税、 申請代行手数料、 申請手続立会費用 等は対象外</p>	
合 計		円	<p>補助金所要額を 記載願います</p> <p style="text-align: right;">円</p>

別紙2 (生産設備の新設、増設)

事業費所要額調

(補助率 15%以内)

(※販路開拓事業に伴う設備又は内製化による雇用創出に伴う設備のみ 補助率 1/3以内)

生産設備の名称	経費区分	補助事業に 要する経費	補助金所要額
	<p>補助対象経費 を記載</p> <p>例 機械装置購入 費</p> <p>設置費</p> <p>運搬費</p>	<p>消費税、 申請代行手数料、 申請手続立会費用 等は対象外</p> <p>円</p>	
<p>合 計</p>		<p>円</p>	<p>補助金所要額を 記載願います</p> <p>円</p>

## 別紙3

## 事業収支予算書

## 1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
府 補 助 金	
自 己 資 金	
市 町 村 補 助 金	
合 計	

## 2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額
<b>導入する設備又は 道具類を記載</b>	
合 計	

## 産地組合推薦書

年 月 日

産地組合 住 所

組 合 名

代表者名

印

事業者名	事業者名 _____ 代表者名 _____
生産設備又は 道具類の名称	
産地組合として 事業が必要な理由	<p>以下の事業は補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京もの指定工芸品又は京もの伝統食品（伝統的な技術又は技法により製造されるもの等、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成 17 年京都府条例第 42 号）第 9 条又は 14 条により指定されたもの）を製造するための生産基盤以外の整備事業</li> <li>・更新又は改修しようとする設備を構成する部品以外の部品（ストック用消耗品）の購入</li> <li>・ただし、シャトルについては、設備を構成する場合でも対象外とします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の整備がなければ、関連工程として大きな支障をきたす内容</li> <li>・設備の整備により、事業継続や新たな事業展開を図っていく内容</li> <li>・道具類製造企業の減少、入手困難等により、道具類の確保が必要</li> </ul> <p>存続が危惧される工程の場合          該当の工程に○を付してください。          （蒸水洗工程 ・ 織物精練工程 ・ 金銀糸製造工程）</p>